

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	食糧増産援助に関する日本国政府とイエメン共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H17.3.8 サマアで (同日)	日本側 石井祐一在イエメン大使 イエメン側 アフマブド・ムハンマド・スーフアーン副首相兼計画・国際協力大臣	H17.6.22 472号
イエメン	イエメン・オリンピック委員会スポート器材整備計画の贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	イエメン・オリンピック委員会スポート器材整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 器材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の器材の輸送に必要な役務の供与	71,500千円 H18.3.31まで	H17.8.22 サマアで (同日)	日本側 石井祐一在イエメン大使 イエメン側 ヤヒヤ・ヤヒヤ・アルムタワックル計画・国際協力副大臣	H17.9.20 935号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。